



お知らせ『りしり富士』

第576号

令和2年4月1日発行

(編集：企画政策課)

町内商工業者の地域振興の取組を支援します！

産業振興課商工観光係

利尻富士町では、商工業者の自主的な経営努力を助長し、事業の持続的発展を図るため、町内で商工業を営む方（既存事業者）又は新たに町内で商工業を営もうとする方（新規事業者）が行う地域活性化の取り組みについて次のとおり支援いたします。

1. 対象となる方

町内に住所を有し、次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、（3）から（5）までのいずれにも該当する者

- (1) 利尻富士町商工会の会員である既存事業者で、本助成の申請において商工会から推薦を受けた者
- (2) 町内において新たに事業所を設置しようとする新規事業者で、商工会員となることを確約する者
- (3) 公租公課に滞納がない者
- (4) 暴力団員でない者
- (5) 風俗営業と規定される業種でない者

2. 助成金の種類、事業内容、基準等

種類	事業内容	助成基準
店舗等整備支援事業	既存事業者が地域振興のため行う既存店舗等の改修・設備導入等	対象経費の2分の1以内 下限額50万円 上限額100万円 1事業者1回限り（2回目の申請は1回目の交付から5年以上経過したものに限ります。） 商工業後継者が事業承継し本事業を申請する場合は上限額を150万円とします。
新規事業者支援事業	新規事業者が地域振興のため起業する事業で、開業に伴う建物改修・設備導入等	対象経費の2分の1以内 下限額50万円 上限額150万円 1事業者1回限り（新規事業者が既存事業者となっても上段事業の申請は本交付から5年以上経過したものに限ります。）
新商品開発支援事業	商工業者が地域振興のため行う特産品等新商品開発に要する経費	対象経費の2分の1以内 上限額50万円 1事業者1回限り（2回目の申請は1回目の交付から3年以上経過したものに限ります。）
資格等取得支援事業	商工業者が人材育成のため町内外で行う経営者及び従業員の資格取得及び研修等に要する経費	対象経費の2分の1以内 上限額10万円 1事業者年1回限ります。

事業のイメージ（例）

- 既存店舗を改修して、店舗の一部に利用者の憩いの場を創出したい。
- 既存店舗を改修して店舗の魅力や衛生面等の環境整備を図ることで、利用向上を図りたい。
- 町内の空き店舗等を活用して、新しい飲食店（お土産店）を開業したい。
- 利尻島の新しい地域ブランドとなる特産品を開発したい。
- 従業員のスキルアップのため、必要な免許を取得させたい。

Q&A

- 事業承継とは？ ⇒ 会社の経営を後継者に引き継ぐことです。
- 自宅兼店舗の改修ですが対象になりますか？ ⇒ 店舗部分のみを該当とします。
- どのような経費が対象となりますか？
⇒ 工事費や財産購入費、新商品開発の場合は原材料費や機器等購入費、資格取得の場合は受験料や講習料・手数料などが対象となります。（工事等は町内事業者への発注を原則とします。）詳しくは事業計画を纏めたうえでご相談願います。

3. その他

商工業振興に関する支援策として、その他にも「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（雇用機会拡充事業）」や、商工会が窓口となる「小規模事業者持続化補助金」などの支援制度もございます。支援制度について詳しく知りたい方は、産業振興課商工観光係（電話 82-1114）までお問い合わせ願います。

『その他の支援制度の概要』

- ①小規模事業者持続化補助金（商工会事業）
○補助率 2/3 ○補助上限 50万円
- ②雇用機会拡充事業補助金（町事業）
○補助率 3/4（国 1/2、町 1/4）
○補助上限 創業 450万円、事業拡大 1,200万円、設備改修等しない事業拡大 900万円

役場本庁舎の体制が5課から6課体制となります

総務課総務係

4月1日より、役場本庁舎の課の体制が5課から1課増え、6課体制となります。あわせて、窓口業務の担当も若干変更となりますが、町民の皆様へは今まで以上にスピード感を持った行政サービスを心がけて参りますので、ご理解よろしくお願いたします。新しい組織の体制については、一緒に配布している「行政組織図」をご覧ください。

総務課が総務課と企画政策課に分かれます

町民のみなさまに直接関係する仕事として、「町広報誌、防災無線、防災・防犯対策、交通安全、離島航路・航空路、地域交通 等」が、新しい「企画政策課」の仕事へと変わります。

国民健康保険と後期高齢者医療の担当窓口が変わります

国民健康保険と後期高齢者医療の担当窓口が、「福祉課」から「会計課」へ変更となりますので、4月からは福祉課の住民窓口ではなく、出納室横の会計課窓口までお越しください。なお、国保及び後期高齢者以外の住民票や年金の手続き等については、今までどおり福祉課住民窓口で行っております。

保健センターについて

仕事の内容に変更はありませんが、今まで福祉課の組織であった「総合保健福祉センター」が福祉課から独立し、ひとつの課となっております。

利尻礼文消防事務組合消防署 利尻富士支署では、消防職員を募集しておりますので、ご希望の方は下記までお問い合わせください。

1. 募集人員 1 名
2. 勤務先 利尻礼文消防事務組合消防署 利尻富士支署(利尻富士町)
3. 採用年月日 令和2年6月1日
4. 給与 職員給与に関する条例及び同規則に基づく給料及び各手当
5. 試験 書類審査及び面接試験・適性試験(体力検定等)
6. 資格
 - (1) 資格要件
 - ・ 高校卒業した者、今年卒業見込みの者
 - ・ 普通自動車以上の運転免許取得者又取得見込みの者
 - (2) 年齢 30歳以下の者(平成2年12月31日までに生まれたもの)
7. 必要な書類
 - (1) 申込書 1通(別紙様式) ※消防ホームページに記載又は消防に置いてあります
 - (2) 履歴書 履歴書1通
 - (3) 各種証明 高校以上卒業証明書・救急救命士資格証明書の写し
普通自動車以上の運転免許証の写し1通(裏と表)
 - (4) 健康診断書 1通(1年以内のもの)
8. 募集期間 令和2年4月1日から採用者が決定次第締め切り
【応募・問合せ先】
〒097-0101 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野 9-9
利尻礼文消防事務組合消防署 利尻富士支署 (電話 0163-82-1119)



『利尻富士町準住民』の申請・登録について

平成29年4月1日に施行された有人国境離島特措法により、みなさまのフェリー乗船運賃及び航空搭乗運賃の離島住民割引額が拡充されており、同10月1日からは「利尻富士町準住民」として登録された方についても、離島住民割引の対象として取り扱うこととしているところです。

この春に島外への進学等により転出する方につきましては、下記の要件を満たしている場合に「利尻富士町準住民」として申請・登録することで、帰省の際に離島住民割引運賃でフェリーや航空路線を利用できますので、登録を希望される場合は下記の書類等を準備の上、役場2階企画政策課までお越してください。

また、何かご不明な点がありましたら、役場企画政策課企画調整係(82-1112)まで随時お問い合わせください。

○進学等で準住民となるための要件

利尻富士町の住民が扶養し特定有人国境離島地域(利尻島)以外に居住している「中学生、高校生、大学生」等(※本年度より、「18歳以下の児童・生徒等」から「学校教育法に規定する各種学校に在学する者」へ制度の拡充が図られております。)

○必要書類等

1. 扶養義務者の印鑑
2. 扶養義務者の住民票
3. 準住民となる者の住民票及び在学証明書



※既に登録されている場合は、更新手続きの必要はありません。

お庭に眠ったままの高山植物はありませんか？

教育委員会・公民館

昨年より、郷土資料館に併設されている高山植物園について、植物の入れ替えのための整備を行なっています。新しい苗などを購入し植え替えをする予定ですが、町民みなさまのお宅の庭などで育てている高山植物などについても募集します。ご提供いただける場合はぜひ、教育委員会（電話82-1370）もしくは公民館（電話83-1321）までご連絡いただければ幸いです。

来館・来園されるみなさまに多くの高山植物を楽しんでもらえればと取り組んでいますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

〔再〕新型コロナウイルス感染症について

総合保健福祉センター

感染が拡大している新型コロナウイルス感染症については、道内において多くの患者が確認されています。微熱や倦怠感、体調不良がある場合は無理に仕事場に行かず、症状に不安がある場合は病院への受診前に必ず下記までご相談願います。

新型コロナウイルスに関する相談窓口について

① 帰国者・接触者相談センター（稚内・札幌）

○稚内保健所（健康推進課健康支援係）

平日 8時45分～17時30分

☎ 0162-33-3703

○北海道保健福祉部（健康安全局地域保健課）

平日 17時30分～21時00分

土日祝 9時00分～17時00分

☎ 011-204-5020

以下のような方はご注意ください！

- ※ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます。）
- ※ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患がある方は、上記状態が2日程度続く場合

② 発熱・感染症外来（利尻島国保中央病院）

受付時間 平日 14時00分～15時00分

※ 事前に病院へ電話でご連絡をしてください。（☎ 84-2626）

休日・夜間に受診される場合も、事前に電話でご連絡ください。